

第百十二回国参議院商工委員会會議録第二号

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)
午後五時三分開会

委員の異動

二月二十日

辞任 松浦 孝治君

補欠選任 吉川 博君

二月二十二日

辞任 吉川 博君

補欠選任 松浦 孝治君

出席者は左のとおり。

委員長

大木 浩君

理事

前田 勲男君

福岡 知之君

市川 正一君

委員

小島 静馬君

中曾根弘文君

平井 卓志君

降矢 敬義君

松浦 孝治君

向山 一人君

青木 新次君

梶原 敏義君

高杉 勉忠君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

国務大臣

通商産業大臣 田村 元君

国務大臣 (経済企画庁長官) 中尾 栄一君

政府委員

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

公正取引委員会 委員長

中小企業庁長官 岩崎 八男君
事務局長 野村 静二君
常任委員会専門員

本日の会議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査 (通商産業行政の基本施策に関する件)

(経済計画等の基本施策に関する件)

(昭和六十一年における公正取引委員会の業務の概略に関する件)

○委員長(大木浩君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

まず、通商産業行政の基本施策に関し、通商産業大臣から所信を聴取いたします。田村通商産業大臣。

○国務大臣(田村元君) 第百十二国会における商工委員会の御審議に先立ちまして、通商産業行政に対する私の所信の一端を申し上げます。今日の世界経済は、依然として困難な局面に直面しております。すなわち、不安定な動きを見せる為替・株式市場、改善しつつあるものの依然高水準を続けている主要国間の対外不均衡、引き続き深刻な累積債務問題等々、何をおいても克服されねばならぬ課題が山積しているものであります。このような難局を打開し、世界経済の創造的發展を図っていくためには、先進諸国が、国際的な政策協調のもと、まず為替レートの安定に努めるとともに、産業政策、マクロ経済政策など多角的な政策対応を行っていくことが不可欠であります。また、経済大国たる我が国としては、世界経済の運営においてその経済的地位にふさわしい積極的

な役割を果たしていくことが強く求められております。

私は、年明け後、アジア太平洋貿易大臣会合に出席するとともに、英国及び西独を訪問してまいりました。また、このほど、西独のコンスタンツで行われた貿易大臣会合に出席し、約三十カ国の貿易大臣とウルグアイ・ラウンドの進め方につき積極的な意見交換を行ってまいりました。主要先進国(アジア・太平洋地域等の主要国)との一連の意見交換を通じて日米欧が経済政策面で一層の連携強化を図るべきことを再確認すると同時に、我が国の積極的な国際貢献に対する諸外国の期待の大きさを痛感した次第であります。

一方、我が国経済においては、景気は全体としては内需主導型により着実な回復局面にあるものの、構造調整に伴う二面性が強くあらわれており、輸出型中小企業、とりわけ輸出型産地、企業城下町等の景況には依然としてはばかしくないものがあります。また、今後の為替レートの動向いかんでは我が国経済全体に深刻な影響があらわれることも懸念されます。また、東京への一極集中の傾向が産業の頭脳部分において一段と進展し、中央と地方の経済格差が再び拡大しつつあるという問題もあります。

このような状況の中で、我が国が巨額の対外不均衡を是正しつつ、二十一世紀に向けて新たな自律的發展への基盤整備を進めていくためには、持続的な内需拡大を図り、国際調和型産業構造への円滑な転換を促進することが基本となります。このためには、今後とも内需主導による高目の経済成長を持続し、我が国の潜在成長力を十分に発揮させていくことが不可欠であると考えます。

以上のような認識のもと、私は特に次のような諸点を中心として、今後、通商産業行政を展開し

てまいる所存であります。

第一に、國際調和型産業構造への円滑な轉換であります。

我が国の經常収支不均衡は改善傾向にあるものの、なお巨額であり、今後ともその着実な是正を図っていくことが急務であります。このためには、為替レートの安定に努めるとともに、製品輸入の拡大、海外直接投資の円滑化等により、バランスのとれた國際分業体制を構築していく一方、国内的には産業構造調整の過程で生ずる種々の苦痛を吸収していくことが必要であります。具体的には、内需中心の高目の経済成長を確保しつつ、産業構造轉換の円滑な推進を図るとともに、雇用不安、地域の疲弊などを回避していくため、後述するような地域の活性化、技術開発の推進、内需型新規産業の育成等諸般の施策を積極的に推進してまいる所存であります。

第二に、國際社会への積極的な貢献であります。

世界経済において重要な地位を占めるに至った我が国としては、世界の中の日本という視点から、世界経済の持続的成長に積極的に貢献していくことが求められております。かかる観点から、政府開發援助（ODA）の第三次中期目標をできるだけ早く達成できるよう努めるとともに、發展途上国の経済自立を支援するための新アジア工業化総合協力プラン（ニューAIDプラン）、資金還流の促進等を初めとする経済協力の一層の推進に取り組んでまいります。また、これまで積み上げてきた各国との人的信頼関係を生かし、ガット・ウルグアイ・ラウンドの一層の推進に努めるとともに、我が国と欧米諸国との円滑な通商關係の維持に全力を挙げていく所存であります。

第三に、地域の活性化であります。

地域経済の均衡ある發展を図るため、従来から工業再配置施策、テクノポリス施策等による生産機能の地方分散施策を進めてきているところでありますが、近年、研究開発、情報サービス等いわば産業の頭脳部分が東京圏に一極集中する傾向にあ

り、地域経済の活性化を図るためには、こうした産業の頭脳部分の地方分散を促進することが急務となっております。このため、今国会に地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案、いわば頭脳立地法案を提出したところであります。

一方、各地民生活プロジェクトについては、最近ようやく軌道に乗りつつあるものの、今後さらに草の根民生活を推進し、特色ある地方の發展を図っていくための環境を整えていくことが必要であります。このため、今国会にいわゆる民生活、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正法案を提出し、同法の対象施設の拡充を図ることとしております。

こうした施策の推進は、円滑な産業構造調整を進めつつ足腰の強い地域経済を構築していくため極めて重要であり、東京への過度の機能集中を解消し、いささかなりとも首都圏の土地問題の緩和にも資するものであると考えます。

第四に、創造的飛躍を目指した技術開発の推進であります。

技術開発は、新たなフロンティアを拡大し、新しい經濟發展の原動力となるものであります。特に、技術立国を目指す我が国としては、今後、基礎的、先導的な研究開発の充実強化を図るとともに、研究開発を通じた國際的貢献を果たすことが強く求められております。

かかる観点から、基礎的、先導的分野における研究開発に不可欠な高度な研究施設を国のイニシアチブで整備する等産業技術開発の一体的、総合的な推進を図ることにより、我が国の研究開発能力を一層向上させることが急務であります。また、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの推進等研究開発を通じて世界へ積極的な貢献を果たしていくことが不可欠であると考えます。このため、今国会に産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案を提出したところであります。

第五に、内外の環境変化に対応した中小企業施

策の展開であります。

我が国經濟社会の基盤をなしている中小企業は、その機動性を生かして内外の環境変化に的確に対応し、健全な發展を遂げられるよう中小企業施策の展開を図ってまいります。かかる中小企業構造轉換を支援するため、異分野の中小企業が結びつき、おのおのの事業分野の知識を提供し合つて新たな事業の分野を開拓するいわゆる融合の促進を図るべく、今国会に異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案を提出し、総合的な施策を講ずることとしてまいります。

また、近時における經濟構造調整の進展や円高等の厳しい經營環境に直面する中小企業の資金需要に的確に対応するため、今国会に所要の保險限度額の引き上げ、新種保險の創設等を内容とする中小企業信用保險法及び中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案を提出したところであります。

さらに、事業轉換対策、特定地域中小企業対策、經營基盤対策、小規模企業対策など各般の施策を講じてまいる所存であります。

第六に、中長期的観点に立つた資源エネルギー政策の推進であります。

國際石油情勢については、近年、原油價格が大きな変動を見せており、また、ペルシャ湾情勢は緊張の度を高めたまま推移しております。さらに、中長期的な石油供給の不安定化、石油需給の逼迫化が懸念されております。このような中で、我が国のエネルギー需給構造は國際的に見て依然として極めて脆弱なものであります。このため、先般改定された長期エネルギー需給見通しを踏まえつつ、総合的なエネルギー政策を着実に推進していくことが必要であります。また、政策の遂行に当たっては、厳しい財政状況のもと施策の一層の効率化・重点化に十分配慮しながら、所要の財源措置を講じていくことが不可欠であると考えております。

また、レアメタルを初めとする資源の安定供給

確保にも積極的に努めてまいる所存であります。

以上に加え、我が国の經濟力を真に豊かな國民生活の実現に向けて集中していくため、引き続き円高差益の積極的還元を努めるとともに、快適な國民生活の実現のためきめ細かな施策の推進に努めてまいる所存であります。その一つとして、訪問販売、通信販売等における消費者トラブルが多様化、複雑化している現状に対応するため、今国会に訪問販売等に関する法律の一部改正法案を提出したところであります。

また、成層圏中のオゾン層を破壊するとして、世界的に問題とされているフロン等の規制に関する条約を実施するため、今国会に特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案を提出したところであります。

以上、我が国經濟社会の國際協調と活性化という観点から、今後の通商産業行政に対する私の所信の一端を申し上げました。

我が国は、刻一刻と激しく變化する國際經濟の中で、世界のGNPの二割以上を占める經濟大国にふさわしい役割を果たしていくとともに、みずからも二十一世紀に向けて新たな自律的發展への基盤整備を進めていくという大きな課題を抱えております。私としても、世界の中の日本としてのかじ取りに誤りなきを期すべく、大局的な見地に立つて通商産業行政の推進に全力で取り組んでまいる所存でありますので、委員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大木浩君） 次に、經濟計画等の基本施策に關し、經濟企画庁長官から所信を聴取いたします。中尾經濟企画庁長官。

○國務大臣（中尾榮一君） 我が國經濟の当面する課題と經濟運営の基本的な考え方につきまして、さきの經濟演説において明らかにしたところでありましたが、當委員会が開催されるに当たりまして、重ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

我が國經濟は、國民總生産にして一日当たり約

一兆円を生み出す規模にまで成長いたしました。今後、対外面では、国際的に調和のとれた対外均衡の達成と世界経済への貢献、国内面では、国民生活の質的向上に努めることが重要な課題となっております。

これらの内外の課題を克服するためのかぎは、内需主導型成長の中で経済構造の調整を進めることとあります。私は、経済構造の調整をさらに進めていくためには、国民一人一人がその必要性をしっかりと認識することが重要であると考えております。

内外の経済の現状を見ますと、世界経済は、このところ緩やかながらも息の長い景気拡大を続けております。しかしながら、従来からの課題であるアメリカの財政赤字の縮減、主要国の対外不均衡の是正、発展途上国の累積債務問題等については、今後も解決に努めるべき課題として残されております。

一方、我が国経済は、一昨年末に景気の転換点を迎え、昨年は、政府の緊急経済対策の効果も加わり、景気は回復から拡大への道をたどってまいりました。現在も、国内需要は堅調に推移し、企業収益は高い伸びを続けており、雇用情勢も改善するなど、景気は拡大局面にあります。また、輸出は、やや強含みとなっておりますが、輸入は、製品類を中心に増加しており、経常収支の黒字幅は、縮小傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、私は昭和六十三年度の経済運営に当たっては、特に、次の諸点を基本的な柱としてまいりたいと考えています。

第一の柱は、景気回復二年目における景気の足取りを確実なものとするため、内需を中心とした景気の持続的拡大を図ることとあります。同時に、雇用の安定及び地域経済の活性化にも努めてまいります。

このため、主要国との政策協調を推進しつつ、円レートの安定化を図る一方、急速な円高の進展等により影響を受けた地域等に十分配慮しながら、引き続き適切かつ機動的な経済運営に努めてまいります。

まいります。

具体的には、まず、内需拡大を図るため、昭和六十三年度予算におきまして、NTT株式の売り払い収入の活用等により、一般公共事業費は、前年度当初予算に対し、二〇％の伸びを確保したところとあります。また、既に実施が決まっている住民税減税のほか、住宅取得促進税制の拡充等の住宅建設促進施策を実施することとしております。さらに、民間活力が最大限発揮されるための所要の環境整備、中小企業の経営安定化・構造転換等のための各種中小企業対策、産業・地域・高齢者雇用プロジェクト等の雇用対策等についても積極的に推進することとしております。

金融政策については、内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、適切かつ機動的な運営を図る必要があると考えております。

昭和六十三年度の我が国経済は、以上のような政府の諸施策と民間経済の活力が一つとなり、引き続き対外不均衡の是正を進めながら、内需を中心とした着実な拡大が図れるものと考えられ、実質経済成長率は、三・八％程度になるものと見込まれます。

第二の柱は、自由貿易体制の維持強化に向けて率先して努力するとともに、調和ある対外経済関係の形成と世界経済への積極的貢献を図ることとあります。

このため、まず、保護貿易主義の抑止と貿易の拡大均衡を目指して、国際協調型経済構造への変革を推進し、我が国市場の積極的な開放等による市場アクセスの改善を図るとともに、ウルグアイ・ラウンド交渉の一層の進展に貢献してまいりたいと考えております。

発展途上国への経済協力については、政府開発援助の第三次中期目標の早期達成を図るとともに、発展途上国への資金の還流を拡大するため、積極的な役割を果たしていく必要があると考えております。

第三の柱は、物価の安定と国民生活の質的向上に努めることとあります。

最近の物価の動向を見ますと、これまで累次にわたる円高差益還元策等が実施されたことに伴い、円高等のメリットは国民経済全体にかなり浸透してきているものと考えられ、こうした状況を反映して、我が国の消費者物価上昇率は、過去二年続けて一％を切るなど最近の物価動向は極めて落ちついた動きを示しております。政府といたしまして、最近では、電気・ガス料金の三度目の引き下げ等に努めてきたところであり、今後とも、公共料金について円高差益の的確な反映を図るとともに、輸入の促進、消費者への情報提供等を通じて、円高等のメリットの一層の還元を努めることにより、物価の安定を図ってまいりたい所存であります。

さらに、住生活の質的改善等、豊かで質の高い国民生活を実現するための諸施策について、積極的に検討するとともにその推進に努力してまいりたい所存であります。

また、国民が安心して充実した消費生活を送ることができるよう、悪質な商法による被害の防止等の消費者保護施策を推進するとともに、消費者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

第四の柱は、新しい中長期的な経済運営の基本方針を速やかに策定することとあります。

これまで述べてまいりましたように、我が国は、国民生活の質的向上、地域経済の活性化、経済摩擦の解消、国際社会への貢献等の課題に緊急かつ重点的に取り組んでいかねばなりません。

このため、政府は、昨年十一月、中長期的展望の上に立った新たな経済運営の基本方針である新経済計画の策定について、経済審議会に諮問を行い、これを受けて去る一月二十二日、経済審議会は、新経済計画の基本的考え方と検討の方向を取りまとめたところとあります。

新しい経済計画においては、経済構造の調整を一層強力に推進し、内需主導型成長への転換・定着を進めることを基本方向としつつ、主要な政策課題として、第一に経済発展の成果を国民一人一人

人の生活に十分生かし、豊かさを実感できる国民生活を実現すること、第二に東京への過剰な依存から脱却し、第四次全国総合開発計画で示された多極分散型の国土を形成していくこと、第三に日本のかさど活力を生かし、世界に貢献していくことの三点が重点になるものと考えております。

以上、我が国経済が当面する主な課題と経済運営の基本方向について所信を申し述べました。

私は、世界経済の動向と我が国経済社会についての中長期的展望を踏まえ、常に国民生活の向上と人間性豊かな社会の建設を目指して、今後の経済運営に万全を期してまいりたいと考えております。

本委員会の皆様の御支援と御協力を切にお願いする次第であります。ありがとうございました。

○委員長(大木清君) 以上で両大臣の所信の聴取は終了いたしました。

なお、昭和六十三年年度通商産業省関係予算及び昭和六十三年年度経済企画庁関係予算につきましては、お手元に配付してあります関係資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

両大臣、どうぞ退席されて結構であります。

次に、昭和六十二年における公正取引委員会の業務の概略について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。梅澤公正取引委員会委員長。

○政府委員(梅澤節男君) 昭和六十二年における公正取引委員会の業務につきまして、その概略を御説明申し上げます。

昨年の我が国経済は、円高の進展等により外需の減少が見られましたが、国内需要が堅調に推移し、鉱工業生産が増加傾向にあるなど、景気は回復局面から拡大局面へ向かいつつあります。経済社会の構造変化については、引き続き、技術革新、情報化が進展し、また、経済の国際化が進展しており、今後、一層変化の度合いを強めていくものと考えられます。

このような中で、民間活力が十分に発揮される

ような経済環境の整備を行うことがますます重要になっており、公正取引委員会といたしましては、公正かつ自由な競争を維持、促進し、我が国経済の活力を維持し、その健全な発展を図るため、独占禁止政策の適正な運営に努めてまいったところであります。

特に昨年は、独占禁止法違反事件の迅速な審査に努めるとともに、広報活動等により予防行政を推進いたしました。また、経済社会の構造変化の過程にあつて生じる独占禁止政策上の諸問題に積極的に取り組んだほか、下請取引を初めとする中小企業関係の取引の公正化に努めたところであります。

まず、独占禁止法の運用状況について申し上げます。

昭和六十二年中に審査いたしました独占禁止法違反事件は二百十三件であり、同年中に審査を終了した事件は百五十一件であります。このうち、法律の規定に基づき違反行為の排除等を勧告いたしましたものは六件、法的措置をとるには至りませんでしたものが九十三件でありましたが警告を行いましたものは七十四事業者に対し、総額四億四百五十六万円の課徴金の納付を命じました。

また貿易摩擦問題への対応の一環として、ソーク灰輸入制限カルテル事件についての第二次監査、不当な返品、比較広告、並行輸入の不当阻害に関する考え方の公表、景品提供制限の見直し等を行いました。

次に、届け出受理等に関する業務であります。合併及び営業譲り受け等につきましては、昭和六十二年中に二千二百六十八件の届け出があり、所要の審査を行いました。

事業者団体につきましては、昭和六十二年中に成立届け等千二百五十八件の届け出がありました。また、事業者団体の活動に関する事前の相談に対しましては適切な対応を行うとともに、相談事例を取りまとめて公表することにより違反行為の未然防止を図りました。

國際契約等につきましては、昭和六十二年中に四千六百九十件の届け出があり、不公正な取引方法に該当するおそれのある改良技術に関する制限、競争品の取り扱いの制限等を含むもの百四十七件についてこれを是正するよう指導いたしました。

独占的狀態に対する措置に関する業務といたしましては、独占的狀態に関するガイドラインの別表掲載の十九業種について実態の把握及び関係企業の動向の監視に努めました。

価格の同調的引き上げに関する報告徴収の業務につきましては、昭和六十二年中に価格引き上げ理由の報告を求めたものではありませんが、価格の

同調的引き上げに関するガイドラインの別表掲載の七十四品目について価格の動向の監視に努めた。

次に経済実態の調査といしましては、VAN事業に関する調査、輸入総代理店制度と並行輸入に関する調査、生産・出荷集中度調査等を行いま

した。また、流通分野においては、大規模小売業者の仕入れ体制のシステム化に関する調査、新聞販売等に関する調査等に基づき、独占禁止法及び景

品表示法上問題のある行為につきまして、所要の改善指導を行いました。

きましては、我が国経済における民間の活力を生かし、経済の効率性を高める見地から、引き続きその見直しのための検討を行いました。

独占禁止法上の不況カルテルは、鋼船及び船用ディーゼルエンジンの二品目について認可しました。なお、独占禁止法の適用除外を受けている共

同行為の数は、昭和六十二年末現在で三百十六件となっておりませんが、その大半は、中小企業関係のものであります。

国際関係の業務といたしましては、OECD等の国際機関における会議に積極的に参加するとともに、アメリカ、西ドイツ等の独占禁止当局との

間で意見交換を行うなど、国際的な連携の強化に努めました。

次に、下請法の運用状況について申し上げます。

了められた親事業者千二百六十社に対し、下請代金の支払い改善等の措置を講ずるよう指導いたしました。特に下請代金の減額につきましては、

と、重点的に取り組みました。また、親事業者及び
税事業者団体等に対して下請取引適正化の要請を

行うなど下請法の周知徹底を図り、違反行為の未然防止に努めました。

最後に、景品表示法の運用状況について申し上げ

まず、同法第三条の規定に基づき、銀行業における景品類の提供を制限する告示を変更し、相互

紙行業をその対象に含めました。

昭和六十二年中に調査いたしました景品表示法違反事件は六千二百九十一件であり、このうち、

除命令を行いましたものは九件、警告により是
止させましたものは千百八十一件であります。都
道府県の行いました違反事件の処理件数は、昭和

八十二年一月から九月末まで三千七百九十一件
 となっており、また、事業者が過大な景品提供及び不当表示を

自主的に規制するための公正競争規約につきま
しは、新たに相互銀行業における景品に関する規約
など四件を認定し、昭和六十二年末現在における公

正競争規約の総数は百三十二件となっております。以上簡単でございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げます。

今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

委員長（大木浩君） 以上で説明は終了いたします。

した。
西大臣の所信等に対する質疑は後日行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十二分散会

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険
公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

公庫法の一部を改正する法律
(中小企業信用保険法の一部改正)
第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律

第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「一千万円」を「千万円」に、
「行なう」を「行う」に改め、同条中第三項を削

第三条第一項中「七千万円」を「一億二千万円」に、「一億四千万円」を「二億四千万円」に

改め 同条第四項中（第三条の七第二項に規定する借入金（給付の場合は、給付金を除く。）を削る。

第三条の第二項中「一千万円」を「二千五百万円」に改め、同条第三項中「又は第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険」を、「第三条の

六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険」に、「一千万円」を「千五百万円」に改める。

第三集の第三項中「新技術企業化保険」を「海外投資関係保険」に、「近代化保険」を「新事業開拓保険」に、「三百万円」を「四百五十万

「四」に改め、同条第二項中「又は第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険」を、「第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三

条の七第一項に規定する新事業開拓保険」に、「三百万円」を「四百五十万円」に改め、同条第三項中「又は第三条の六第一項に規定する債務」

を「第三条の六第一項又は第三条の七第一項に規定する債務」に、「又は第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険」を、第三条の六第

七第一項に規定する新事業開拓保険に改める。
第三条の四第一項中「(第三条の七第二項に規定する借入金給付の場合は、給付金)に係るものを除く。」を削る。

第三条の五第一項中「及び第三条の七第二項に規定する借入金(給付の場合は、給付金)に係るものを削る。」を削る。

第三条の六の見出しを「(海外投資関係保険)に改め、同条第一項中「通商産業省令で定める要件に該当する新技術(以下単に「新技術」という。)の企業化のための商品の試作の費用、新技術の企業化に必要な施設の設置の費用その他の新技術の企業化に要する費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金」を「外国法人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で通商産業省令で定めるものに改め、及び次条第二項に規定する借入金(給付の場合は、給付金)に係るものを削り、「一億円」を「二億円」に、「二億円」を「四億円」に、「新技術企業化保険」を「海外投資関係保険」に改め、同条第二項中「新技術企業化保険」を「海外投資関係保険」に、「一億円」を「二億円」に改める。

第三条の七の見出しを「(新事業開拓保険)に改め、同条第一項中「近代化関係中小企業者(その者に係る債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している者を除く。)」の「中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金(第三条の四第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の五第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。)」に係る」に、「給付を」

を「手形の割引又は給付を」に、「近代化関係中小企業者」を「中小企業者」に、「三千万円」を「一億五千万円」に、「商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合若しくは環境衛生同業組合連合会又は第二条第三項第五号に掲げる」を「若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定める」に、「五千万円」を「三億円以下同じ」に、「近代化保険」を「新事業開拓保険」に、「給付の場合は、」を「手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公庫と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該保証をした借入金の額が一億五千万円(当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億五千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとする。

第三条の七第三項中「第三条第二項及び第三項」を「第三条第三項及び第三条の第二項」に改める。

第五条中「新技術企業化保険又は近代化保険」を「海外投資関係保険又は新事業開拓保険」に、「及び新技術企業化保険」を「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

第七条及び第九条から第十一条までの規定中「新技術企業化保険」を「海外投資関係保険」に、「近代化保険」を「新事業開拓保険」に改める。

第十三条中「第五条中」を「及び第五条中」に、「及び新技術企業化保険」を「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

附則第二項中「昭和六十三年三月三十一日」

を「昭和六十四年三月三十一日」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、「同項の表中「一千万円」を「千五百万円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 昭和六十四年三月三十一日までの間に政令で定める日までに次の要件のいずれにも該当することについてその住所を管轄する都道府県知事の認定を受けた中小企業者は、第十二条から第十四条まで及び前項の規定の適用については、第二条第三項第五号に該当することについての認定を受けたものとみなす。

一 その者の行う事業と同種の事業について、その属する業種の相当数の中小企業者につきその事業の目的物たる物品の輸出が貿易構造の著しい変化により減少することその他の国際経済事情の変化によつて生じた事態であつて通商産業大臣が指定するものが生じていると認められること。

二 その者について、その事業の目的物たる物品又はこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあることその他の事態であつて通商産業大臣が指定するものが生じたため、その事業活動に支障を生じていると認められること。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第二条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

任期は、二年とする。

第二十三条第一項中「資本金に組み入れ、」を「当該業務の収支の状況、前条に規定する基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより資本金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除して」に改める。

第二十四条第一項中「資金運用部に預託する場合を除いては」を「次の方法による場合のほか」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国債の保有
二 資金運用部への預託
第三十二条及び第三十三条中「三万円」を「十万円」に改める。
第三十四条中「一万円」を「五万円」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法(以下「旧法」という。)第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険の保険関係については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に成立している旧法第三条の七第一項に規定する近代化保険の保険関係については、なお従前の例による。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に中小企業信用保険公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

2 中小企業信用保険公庫の昭和六十三年三月三十一日に終了する事業年度の利益の処分については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第五条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「同法第五条中」を「及び同法第五条中」に、「及び新技術企業化保険」を「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小

企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第六条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「法第五十条中」を「及び法第五十条中」に、「及び新技術企業化保険」を「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第七條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項を削る。

(中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正)
第八條 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に、「新技術企業化保険」を「新事業開拓保険」に、「一億円」を「一億五千万円」に、「一億三千万円」を「一億円」に、「一億円」を「三億円」に、「一億六千万円」を「四億円」に改め、同条第二項中「新技術企業化保険」を「新事業開拓保険」に、「三千万円」を「五千万円」に改める。

(特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部改正)

第九條 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「及び新技術企業化保険」を「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

(特定地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)
第十條 特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「及び新技術企業化保険」を

「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案

異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案

異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進するための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図り、もつて我が国の産業構造の転換の円滑化と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「異分野中小企業者」とは、その行う事業の分野を異にするそれぞれの中小企業者をいう。

3 この法律において「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓」とは、異分野中小企業者が、協同してその生産、販売若しくは役務の提供の技術又は経営管理に関する知識その他のその事業の分野に関する知識を組み合わせて、一体的に活用して、新たな製品若しくは役務の開発のための試験研究その他の研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な開拓を行うことにより、新たな事業の分野を開拓を行うことをいう。

(国及び地方公共団体の施策)
第三条 国は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進することが中小企業の創意ある向上発展を図るために重要であることにかんがみ、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓に必要な情報の提供、異分野中小企業者の交流及びその組織化の推進並びに異分野中小企業者が行う研究開発、その成果の利用及び必要の開拓の円滑化のために必要な施策を総合的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。

(知識融合開発事業計画の認定)
第四条 異分野中小企業者を組合員とする事業協

同組合(以下「特定組合」という)は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓に係る試験研究その他の研究開発の実施若しくはその成果の利用又は必要の開拓(その組合員、二以上のその組合員が合併し又は出資して設立した法人及び当該特定組合が協業組合が行う研究開発の成果の利用又は必要の開拓を含む。以下「知識融合開発事業」という)に関する計画を作成し、これを行政庁に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 知識融合開発事業の目標

二 知識融合開発事業の内容

三 知識融合開発事業の実施時期

四 知識融合開発事業に必要な資金の額及びその調達方法

3 特定組合が異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓に係る試験研究のための費用に充てるためその組合員に対し負担金の賦課をしようとする場合には、第一項の計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができ、

4 特定組合が、試験研究の実施以外の知識融合開発事業(当該特定組合が自ら行うものに限る)を実施するため準備金を積み立てる必要がある場合において、当該準備金に充てるためその組合員に対し経費を賦課しようとするときは、第一項の計画に当該経費の賦課の基準を記載することができる。ただし、前項に規定する負担金の賦課の基準を記載した第一項の計画について同項の認定(次条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ)を受けようとする場合又は当該負担金の賦課の基準を記載した第一項の計画について同項の認定を受けた場合において当該負担金の賦課に係る試験研究を終了していないときは、この限りでない。

5 行政庁は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が、その組合員が異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を行うために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

6 特定組合を設立しようとする発起人は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「協同組合法」という。）第二十七条の二第一項の認可の申請と同時にその設立しようとする特定組合に係る第一項の計画の認定の申請を行うことができる。この場合において、行政庁は、当該計画に係る同項の認定をするときは、同条第一項の認可の日以後にするものとする。

（知識融合開発事業計画の変更等）
第五条 前条第一項の認定を受けた特定組合（以下「認定特定組合」という。）は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

2 行政庁は、認定特定組合が前条第一項の認定に係る同項の計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「知識融合開発事業計画」という。）に従つて知識融合開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

（資金の確保）

第六条 国は、次に掲げる者が知識融合開発事業計画（第二号に掲げる者にあつては、その者に係る認定特定組合の知識融合開発事業計画）に従つて知識融合開発事業を実施するのに必要な資金（以下「知識融合開発事業資金」という。）の確保に努めるものとする。

一 認定特定組合

二 認定特定組合の組合員、認定特定組合の二以上の組合員が合併し又は出資して設立した

法人及び認定特定組合が協業組合にその組織を変更した場合における当該協業組合

（中小企業信用保険法の特例）

第七条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険（以下単に「新事業開拓保険」という。）の保険関係で、知識融合開発関係保証（同項に規定する債務の保証で知識融合開発事業資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは、「二億円（異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法第六條に規定する知識融合開発事業資金（以下単に「知識融合開発事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円）」と、「三億円」とあるのは、「四億円（知識融合開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三億円）」と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは、「二億円（知識融合開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円）」とする。

2 信用保証協会が中小企業者について一の無担保保証（知識融合開発関係保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証保険関係（新事業開拓保険の保険関係で無担保保証に係るものをいう。以下同じ。）の保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該中小企業者についての無担保保証保険関係の保険額の合計額が五千万円を超える場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証保険関係の保険料の額については、この限りでない。

（課税の特例）
第八条 認定特定組合が、知識融合開発事業計画で定める第四条第三項に規定する賦課の基準に基づいて、その組合員たる中小企業者に対し、当該知識融合開発事業計画に従つて実施する知識融合開発事業に係る試験研究（以下「知識融合開発事業計画に係る試験研究」という。）に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定特定組合が知識融合開発事業計画で定める第四条第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員に対し知識融合開発事業計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その組合員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 認定特定組合が、知識融合開発事業計画で定める第四条第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、知識融合開発事業計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

4 認定特定組合が知識融合開発事業計画で定める第四条第四項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員に対し経費を賦課した場合において、当該認定特定組合が当該賦課に基づいて納付された金額を中小企業知識融合開発準備金として積み立てたとき、又はその組合員が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定特定組合又はその組合員に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

（協同組合法の特例）

第九条 認定特定組合は、協同組合法第九条の二第一項の事業のほか、知識融合開発事業計画に定める知識融合開発事業を行うことができる。

2 前項の規定により認定特定組合が知識融合開発事業を行う場合においては、協同組合法第十五条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法」とする。

（中小企業団体の組織に関する法律の特例）

第十条 認定特定組合の組合員が知識融合開発事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行う場合における中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第五条の五及び第五条の七第一項第一号の規定の適用については、当該組合員は、当該研究開発の成果の利用に係る事業を営むものとみなす。

2 認定特定組合が、知識融合開発事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を行うため、その組織を変更して協業組合になる場合における中小企業団体の組織に関する法律第九十五條第一項の規定の適用については、同項中「協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行なっている事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合」とあるのは、「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法第五条第一項に規定する認定特定組合」と、「当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なっている事業（事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。）」とあるのは、「当該認定特定組合に係る同法第五条第二項に規定する知識融合開発事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業」とする。

（指導及び助言）

第十一条 国及び都道府県は、認定特定組合に対

し、知識融合開発事業計画に係る知識融合開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十二条 行政庁は、認定特定組合に対し、知識融合開発事業計画に係る知識融合開発事業の実施状況について報告を求めることができる。

(所管行政庁についての協同組合法の準用)

第十三条 協同組合法第百十一条第一項(第二号から第六号までを除く。)の規定はこの法律に規定する行政庁について、同条第二項の規定はこの法律に規定する行政庁の権限の委任について準用する。

(罰則)

第十四条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 認定特定組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その認定特定組合の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その認定特定組合に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和六十三年法律第 号)第四条第一項の規定による認定を受けた同項に規

定する特定組合が当該認定に係る同項の計画に従つて実施する同項の知識融合開発事業(これに係るものとして政令で定める事業を含む。)の用に供する土地で政令で定めるもの。

附則第三十二條の三第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の表の下欄中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 指定都市等は、事業所用家屋で異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法の施行の日から昭和六十五年三月三十一日までの間に同法第四條第一項の規定による認定を受けた同項に規定する特定組合(以下本項及び次条第六項において「認定特定組合」という。)が当該認定に係る同法第四條第一項の計画に従つて実施する同項の知識融合開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るものの新築又は増築で当該認定特定組合が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一條の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一條の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前条第九項に規定する施設に係る事業所等において認定特定組合が行う事業に對して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る同項に規定する政令で定

める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一條の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。))又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一條の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十七條第十四項、第三十八條第十一項及び第三十九條第十一項中「附則第三十二條の三第九項」を「附則第三十二條の三第十項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

(中小企業業庁設置法の一部改正)
第四条 中小企業業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和六十三年法律第 号)の施行に關すること。

二月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、伊方原発二号炉出力調整実験及び出力調整の中止に関する請願(第二〇五号)

第二〇五号 昭和六十三年二月十日受理
伊方原発二号炉出力調整実験及び出力調整の中止に関する請願
請願者 愛媛県西宇和郡伊方町九町六ノ四 五ノ二 山内万造 外三十九名

紹介議員 梶原 敬義君
四国電力伊方原発二号炉では、チェルノブイリ原発事故の原因ともなった出力調整実験を運転中の商業炉において極秘のうちに実施し、さらに、地域住民などが抗議する中で再び行おうとしてい

る。こうした行為は、自主、民主、公開の原則に反し、災害防止上支障があれば設置許可をしてはならないという原子炉規制法にも反する。ついては、次の事項について早急に実現を図られたい。

一、四国電力伊方原発二号炉の出力調整実験を中止させること。
二、引き続き実施しようとしている出力調整を中止させること。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)

第二九二号 昭和六十三年二月十八日受理
円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願
請願者 横浜市緑区霧が丘五ノ五ノ一二 富岡稜子 外二千四百九十九名

紹介議員 諫山 博君
異常円高が二年余も続いている下で、中小業者の営業の困難が増大しており、中小業者の数そのものが減少しつつあるというかつてない危機的状況が広がっている。中小業者は、地域に密着し住民の暮らしと地域経済に大きな役割を果たし、日本経済の発展に貢献してきたにもかかわらず、異常円高の犠牲となれ、被害を被っていることは許されるものではない。異常円高は、アメリカと日本の大企業・政府が仕組んだ人災であり、中小業者には責任がない。ついては、この危機を打開し中小業者の営業と生活を守るため、次の事項について実現を図られたい。

一、異常円高を是正し、少なくとも一ドル＝二百円のレートに戻すこと。

二、大企業の横暴を規制し、不当な単価切下げ・発注削減・切捨てなど下請けいじめをやめさせ、最低賃金引上げ、下請振興基準の遵守を徹底すること。また、地域経済無視の一方的な縮小や撤退などをやめさせ、被害については自治体へ損害金を支払わせるとともに、被害を受けた輸出関連産地などへは国が被害を補償すること。中小業者の休業保障制度をつくること。

三、流通・サービス・建設業などの中小企業分野への大企業の横暴な進出をやめさせ、大型店等への抑制指導の徹底、営業時間延長の規制をすること。

四、大企業の海外投資、工場等の国外移転、部品調達などを規制すること。そのため、海外投資規制法などを制定すること。

五、大企業の内部留保を国民に還元させ、大企業・大資産家への優遇税制を改め、国民の所得の向上・生活密着型公共事業等によつて内需拡大を図ること。また、電力・ガスを始めとする円高差益を国民に還元すること。

六、産地・地場産業・地域経済の振興を自治体と協力して進め、釣合いのとれた産業の発展のため中小企業の振興を図ること。

第二九三号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 大阪府富田林市寺池台四ノ二ノ三

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第二九四号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 埼玉県大宮市東町二ノ二五七 鈴木 木穂 外二千四百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第二九五号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 札幌市西区山の手五条五ノ一ノ七 長岩昇 外二千四百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第二九六号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 大阪府富田林市藤沢台二ノ二ノ一 二七 本間清 外二千四百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第二九七号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 大阪府富田林市久野喜台二ノ一ノ一〇八ノ三〇四 辻登嘉成 外二千四百九十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第二九八号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 東京都台東区日本堤二ノ三六ノ五 松井亀太郎 外二千四百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

止に関する請願

請願者 大阪府富田林市藤沢台一ノ一ノ三 二〇ノ二〇四 林正美 外二千四百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三〇〇号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 札幌市南区澄川六条三丁目 今西 修 外二千四百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三〇一号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 札幌市南区真駒内南町一丁目 大内千代子 外千五百七十三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三〇二号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 東京都台東区東上野二ノ四ノ六 関口和男 外二千四百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三〇三号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

第三〇四号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 東京都千代田区外神田一ノ一ノ五 荒俣貞次 外二千四百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三〇五号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 横浜市緑区竹山二ノ八ノ二 小野 健次 外二千四百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三〇六号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 群馬県高崎市江木町矢島ビル 加藤 藤栄 外二千四百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三〇七号 昭和六十三年二月十八日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 東京都台東区台東三ノ一ノ三 桶田幸雄 外二千四百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願(第三二七号)

一、悪徳商法の規制に関する請願(第三四一号)

一、中小零細企業対策の充実に関する請願(第

三四三三

一、円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願(第三七一号)

第三二七号 昭和六十三年二月十九日受理

円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 神奈川県相模原市富士見三ノ一

一八相模原民主商工会内 田中脩
外七百七十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三四一四号 昭和六十三年二月二十日受理

悪徳商法の規制に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八

永田悦雄

紹介議員 田代由紀男君

悪質な訪問販売商法が依然として横行しており、消費者の被害、苦情が相次ぐなど、法的規制の強化を求める声が高まっている。訪問販売は、住居等において、消費者がいながらにして商品を購入できるというメリットがある反面、その販売方法が、往々にして攻撃的、詐欺的、無責任な売り込みがなされがちである。消費者トラブルの深刻な現状は、昭和五十一年に訪問販売等に関する法律が制定されて以来、一部改正はあつたものの、現状にそぐわない点が多くなつてきており、現行法の指定商品制の廃止、クーリング・オフ期間の延長など、規制強化を中心に早期改正を図るべきである。また、靈感商法、マルチマがい商法、抱き合わせ商法、会員権商法、利殖勧誘商法、内職商法、キャッチセールス、アポイントメントセールスなどに代表される悪徳商法に対しても広告の適正化、規制強化、販売方法の改善指導、勧告、悪質な業者名の公表などを含め、監督官庁の厳格な対応が強く望まれるところである。ついては、かかる現状を十分考慮の上、法改正等を含め早急に善処されたい。

第三四三三号 昭和六十三年二月二十日受理
中小零細企業対策の充実に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八

永田悦雄

紹介議員 田代由紀雄君

昭和六十一年秋以来の急激かつ大幅な円高によつて、特に中小零細企業は大変厳しい状況に立たされ、我が国経済は、総合経済対策の効果があらわれ始めた矢先に、株式相場の下落や円相場の上昇に見舞われ、先行きに大きな不安が漂つていゝる。景気が再び後退局面に転ずれば、中小零細企業の経営はますます厳しい状況に陥ることが考えられる。つては、我が国経済を安定成長軌道に乗せる財政金融政策を強力に推し進めるとともに、次の中小零細企業対策を速やかに充実にしたい。

一、政府系中小企業金融機関の一般貸付利率を一層引き下げるとともに、既往貸付分の金利軽減措置、貸付期間の延長を図ること。さらに、年末年始の緊急融資については十分な配慮を行うこと。

二、小企業等経営改善資金融資制度の充実にため、貸付限度額の引上げ、貸付利率の引下げと貸付期間の延長を図ること。また、信用補完制度の拡充を図ること。

三、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法及び特定地域中小企業対策臨時措置法に基づく貸付利率を更に引き下げるとともに、対象業種、地域の拡大、貸付基準の緩和等を行うこと。

四、生活関連公共投資を大幅に増額するとともに、官公需の発注に当たつては、中小零細企業向け、不況地域向けを拡大すること。

五、親企業の下請中小企業に対する不公平な取引行為を防止するため、下請代金支払遅延等防止法の運用の適正化を図ること。

第三七一号 昭和六十三年二月二十五日受理
円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防

止に関する請願

請願者 神奈川県相模原市中央三ノ九ノ一
五 菊地原靖 外四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、フロンガスの早期規制に関する請願(第三四四号)

第三四四号 昭和六十三年二月二十日受理

フロンガスの早期規制に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八

永田悦雄

紹介議員 田代由紀男君

昭和六十二年九月、国連環境計画(UNEP)外交会議において、我が国を含む世界主要国は、今後フロンガスの生産、消費量を段階的に規制していくことに合意した。これは、フロンガスが成層圏中のオゾンを破壊し、その結果、紫外線の増大による皮膚癌の増加、免疫機能の低下及び地球の乾燥化、温暖化などの影響をもたらす可能性が指摘されてきたためである。我が国は、世界全体のフロンガスの生産量のうち十パーセント(年間約十八万トン)を占めており、我が国の対応が世界各国から注目されている。つては、人類の健康と地球環境を守り、フロンガスの円滑な規制を行うために、次の事項について実現を図られたい。

一、フロンガスの生産、消費規制についての実施計画を策定すること。

二、フロンにかわる安全な代替品を早急に開発するための研究開発を推進すること。

三、フロンガスの放出を抑制するために、関係メーカーに対し、フロンガスの回収、再生設備の整備を行わせること。そのために税財政上の整備促進策を打ち出すこと。また、スプレー等開放型製品におけるフロンガスの使用

を規制すること。

四、フロンガスのオゾン層及び皮膚癌、温室効果等に与える影響について、引き続き調査研究を行うとともに、炭酸ガス、メタンガス、窒素酸化物など、その他の各種大気汚染物質の地球環境や人類の健康に与える影響について積極的な調査研究を行うこと。

昭和六十三年四月四日印刷

昭和六十三年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P